

# 「地域未来牽引企業」推薦公募要領

令和2年2月

経済産業省 地域経済産業グループ

地域企業高度化推進課

## 1. 選定の目的

地域経済の中心的な担い手となりうる事業者を「地域未来牽引企業」として選定します。

## 2. 従来からの変更点

### (1) 更新制の導入

選定の有効期間は、令和6年度末までとします。

### (2) 類型に応じた目標の設定

被推薦者には、類型の選択（複数選択も可）をお願いします。その上で、類型に応じた目標の設定をお願いします。更新に当たっては、その目標達成に向けた取組状況等を考慮させていただきます。

なお、目標について事業者名を特定する形で公表する場合には、事前に、確認させていただきます。

類型	概要
① グローバル型	地域に拠点を残しつつ、製品・サービスを海外に輸出する、若しくは、海外で生産・提供する、又は、国内で外国人の消費を取り込む事業者
② サプライチェーン型	国内外で使用・消費される製品・サービスについて、それらの原材料・部品調達、生産、流通、販売など、サプライチェーンの一部を担う事業者
③ 地域資源型	地域の資源（農林水産物、鉱工業品、技術、食文化、自然景観、観光資源等）を活用して、製品・サービスの生産・提供を行う事業者
④ 生活インフラ関連型	主に地域住民を対象として、日常生活に関わる製品・サービスの生産・提供を行う事業者

## 3. 推薦方法

### <推薦者>

以下のとおりとします。

地方公共団体（都道府県、市区町村）、経済団体（全国商工会連合会、商工会連合会、商工会、日本商工会議所、商工会議所、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、都道府県商店街振興組合連合会）、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、日本政策投資銀行、日本

政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、農林中央金庫)、独立行政法人、国立研究開発法人、報道機関、その他中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関などのうち、被推薦者の地域における事業活動や経営の状況等を把握し、「地域未来牽引企業」として選定されうる事業者を適切に推挙できる者。

なお、推薦は、被推薦者の同意を得た上で、各組織・機関の代表者名にて一括して行ってください。

#### < 推薦書類 >

① 推薦用紙 (様式はホームページからダウンロード可能です。)

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyou/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html)

② 被推薦者の誓約書 (様式はホームページからダウンロード可能です。)

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyou/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html)

③ 参考資料 ※任意提出

被推薦者について、事業や経営の特徴、地域貢献に関連する表彰、新聞・雑誌等の報道があれば、ご提出ください。

#### < 推薦書類の送付方法 >

① 被推薦者一覧：推薦する企業を一覧にし電子メールで提出してください。

② 推薦用紙：様式のファイル形式を保持し、電子メールで提出してください。

③ 被推薦者の誓約書：PDF形式にし、電子メールで提出するとともに、原本を郵送してください。

④ 審査に関する参考資料：PDF形式にし、電子メールで提出してください。

※各ファイルの名前は、以下の名称で提出してください。

被推薦者一覧：「推薦を行う団体名\_一覧.xlsx」

推薦用紙：「被推薦者名\_推薦用紙.xlsx」

誓約書：「被推薦者名\_誓約書.pdf」

参考資料：「被推薦者名\_参考資料.pdf」

※※経済産業省における受信可能な電子メールの容量は10MBです。

複数の推薦等で10MBを超えるデータを送付いただく場合は、CDRの郵送による提出も可能です。

#### < 書類提出先 >

i) 電子メール：chiiki-mirai2017@meti.go.jp

ii) 郵送：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課  
担当：伊佐 宛て

<書類提出期限>

- i) 電子メール：令和2年3月30日（月）17：00必着
- ii) 郵送：令和2年3月30日（月）消印有効

※災害で被災された事業者など、募集期間中の推薦が困難な事情がある場合は、募集期間内に別途ご相談ください。

#### 4. 選定・公表

- ・ 選定された事業者は、事業者名、本社所在地、代表者名、業種、ホームページのURL、選定地域、類型を公表します。
- ・ 推薦者名は公表しません。
- ・ 選定地域については、原則として、推薦用紙の「主な事業実施場所」に記載される都道府県とします。

#### 5. スケジュール

- ・ 募集期間： 2月28日（金）～3月30日（月）
- ・ 選定結果の公表： 6月目途（予定）

#### 6. 留意事項

(1) 推薦に関して

- ・ 推薦用紙は、被推薦者ごとに1部提出してください。
- ・ 推薦書類の不備、記載漏れ等がある場合、審査対象外となることがあります。

(2) 審査に関して

- ・ 審査に関するお問い合わせには、応じられません。
- ・ 提出書類等は、返却いたしません。
- ・ 提出書類は、選定の審査に当たって、外部有識者及び経済産業省内で共有することがあります。

#### 7. 手続等に関する問い合わせ先

連絡先： 経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課  
担当：荒川、伊佐、山本

電子メール：chiiki-mirai2017@meti.go.jp

電話：03-3501-1587（直通）

## 「地域未来牽引企業」選定実施要領（抄）

## 3. 選定方法

以下のいずれかの方法による。選定にあたっては、外部有識者の検討結果を踏まえる。

(2) 地方公共団体等の関係機関からの推薦を基に選定を行う（推薦部門）

それぞれの具体的な選定基準は、別紙のとおりとする。

## 4. 被選定者の要件

以下の全ての要件に該当することとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 財務・経営状況の健全性が確保されていること。
- (3) 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。
- (4) 重大な法令違反がないこと。
- (5) 選定時点において、被選定事業者が被告又は被告人として訴訟当事者となっていないこと。
- (6) 選定時点において、被選定事業者の役員が被告人として訴訟当事者となっていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) (7) の他、公序良俗に反する行為をしていないこと。
- (9) 選定されることについて、同意があること。

## 「地域未来牽引企業」選定に関する基準（抄）

「地域未来牽引企業」選定実施要領「3. 選定方法」の別紙で定める選定基準は、下記のとおりとする。

## 記

## 2. 推薦部門

以下の基準を満たす事業者を選定する。

- (1) 推薦者による以下に掲げる情報をもとに、当該事業者の事業の特徴、地域貢献期待等を総合的に勘案した結果、地域経済の牽引役となりうることを期待されること。

審査項目	審査の視点
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を上手く活用しているか</li> <li>・新規性、独創性はあるか</li> <li>・成長性はあるか</li> <li>・その他、事業の特徴に関する事項</li> </ul>
経営の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者に特筆すべき点はあるか</li> <li>・経営手法に優れた点はあるか</li> <li>・その他、経営の特徴に関する事項</li> </ul>
地域貢献期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の事業者との取引額の増加</li> <li>・地域内の事業者の売上の増加</li> <li>・地域内の事業者の雇用者数又は給与支払額等の増加</li> <li>・その他、地域貢献期待に関する事項</li> </ul>

※推薦者は、地方公共団体（都道府県、市区町村）、経済団体（全国商工会連合会、商工会連合会、商工会、日本商工会議所、商工会議所、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、都道府県商店街振興組合連合会）、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、農林中央金庫）、独立行政法人、国立研究開発法人、報道機関、その他中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関など、被推薦者の地域における事業活動や経営の状況等を把握し、「地域未来牽引企業」として選定されうる事業者を適切に推挙できる者とする。

(2) 以下のいずれの要件にも該当しないこと。

- ① 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、決算書類を作成していない。
- ② 決算が3期分揃っていない。
- ③ 直近決算で、債務超過となっている。
- ④ 直近決算で、売上高が1千億円以上又は資本金10億円以上となっている。
- ⑤ 東京証券取引所一部に上場している。
- ⑥ ④又は⑤に該当する事業者に発行済み株式の50%以上を保有されている

※一般に公正妥当と認められる会計処理の基準とは、以下のものをいう。

- ・企業会計基準委員会が公表する会計基準（「企業会計基準」）、企業会計適用指針及び実務対応報告
- ・日本公認会計士協会が公表する実務指針等
- ・米国会計基準（US-GAAP）
- ・国際財務報告基準（IFRS）
- ・日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が公表する「中小企業の会計に関する指針」
- ・中小企業の会計に関する検討会が公表する「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年2月1日）
- ・その他一般に認められる会計実務慣行

## (参考1) 企業類型の参考事例

類型 期待される役割	グローバル型 海外需要の獲得	サプライチェーン型 サプライチェーンの維持・強化	地域資源型 地域資源の活用・雇用の下支え	生活インフラ関連型 生活基盤の維持
目標例	輸出額 利益率 等	売上額 取引先数 等	観光客向け売上額 地域の雇用者数 等	住民向けサービス向上 財務強化 等
支援例	・設備投資 ・新技術・商品開発 ・海外展開	・設備投資 ・共同研究・開発	・販路開拓 ・新商品開発 ・ブランディング	・経営基盤の強化 ・IT導入 ・新サービス開発
資金繰り、人材確保・育成、事業承継の円滑化 等				

グローバル型 (例)	サプライチェーン型 (例)	地域資源型 (例)	生活インフラ関連型 (例)
海外数十カ国に輸出する 国産シェアトップの医療機器 を有するメーカー (愛知県)	航空宇宙事業で高精度の部品 を製造するメーカー (茨城県)	地元の伝統文化や自然を アドベンチャー・ツーリズムとして 提供する宿泊業者 (北海道)	イベントを企画し、 観光客誘致の取り組みを 進める鉄道会社 (和歌山県)
			

## (参考2) 目標の参考事例

類型	業種例	目標イメージ
グローバル	酒造メーカー	海外向けに、地域資源を活かした新商品を開発し、 <b>2023年度までに、海外売上比率を現在のX%からY%に引き上げ</b> 、海外における当地域の知名度の向上に寄与する。
	商社	国内外に食品を販売。今後、海外の高級スーパーへの展開を進め、 <b>海外の取引店舗数を2023年度までに現在のX倍</b> に伸ばす。また、 <b>経常利益率Y%の達成</b> を目指す。寄付などを通じて収益の一部を地域に還元する。
サプライチェーン	機械器具製造業	働き方改革を推進しながら、 <b>従業員一人当たりの売上高を、2023年度までにX%増加</b> させる。また、 <b>地域の事業者と連携して、新分野の事業化をY件進め</b> 、地域経済の活性化に貢献する。
	IT企業	地域内外の顧客企業のニーズに対応できる <b>新システムを開発し、ソリューションを提供</b> することで、2023年度までに、 <b>取引先数をX%以上、顧客満足度をY%以上増加</b> させる。
地域資源	農業	<b>地域の協力農家数を2023年度までにX%増加</b> させ、 <b>売上を現在のY倍、従業員数を現在のZ倍</b> とする。体験農業を拡充し、 <b>地域内外から人を呼び込み、地域の特産物についての理解</b> を広げる。
	ホテル	<b>国内外からの宿泊客数を、2023年度までに現状のX倍</b> とし、 <b>従業員数をY倍</b> に増やす。また、宿泊客へ提供する食事の <b>地元の食材利用率をY倍に増やす</b> ことで、地産地消を進め、地域貢献を果たしていく。
生活インフラ関連	バス会社	今後5年以内に、ICカードの導入や利用状況を踏まえた運行の見直しなどにより、 <b>生産性をX%以上増加</b> させるとともに、地域住民の利便性を向上させていく。また、 <b>地域の観光ルートの開発やイベントにより、5年後も乗客数を横ばいで推移</b> させる。
	小売業	宅配サービスや近隣自治体に向く移動販売の実施により、 <b>買い物に困難な地域の高齢者にもサービスを届けるとともに、2023年度も売上高を横ばいで推移</b> させ、住民の生活を支える。